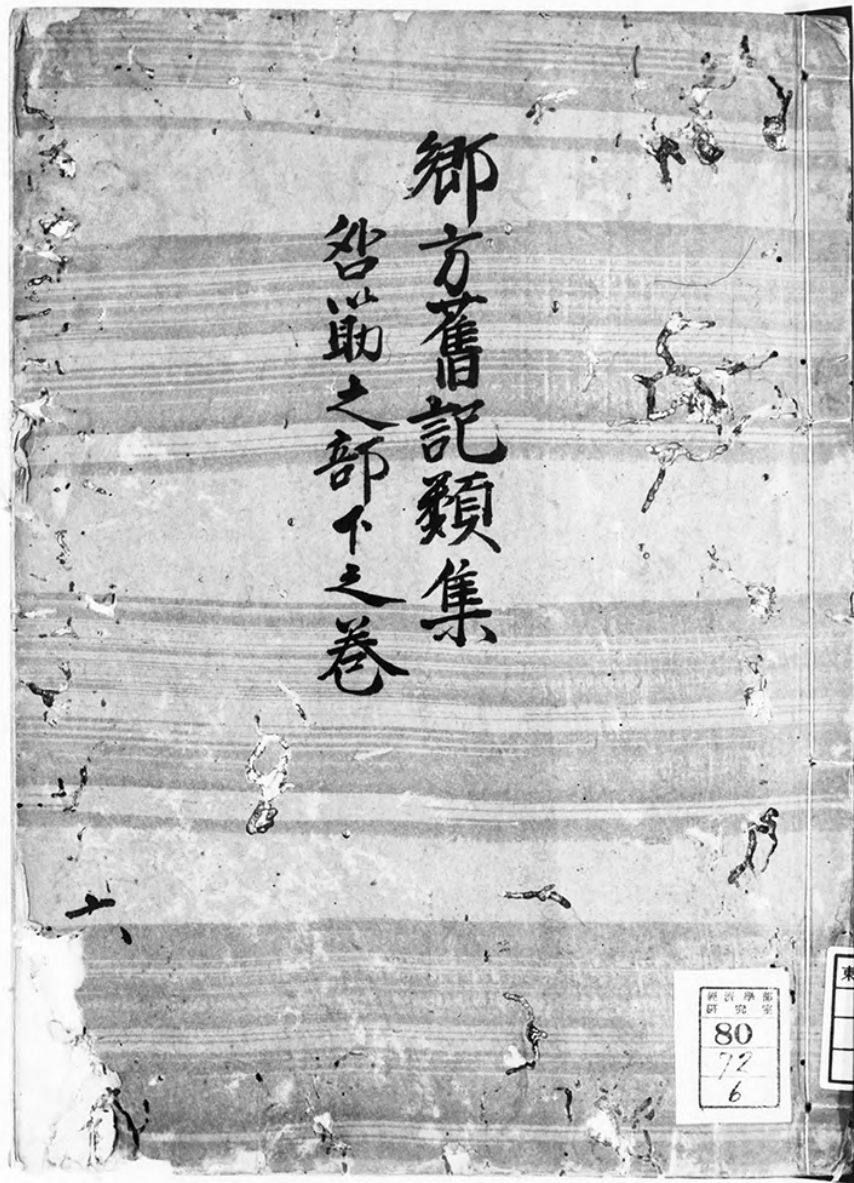


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



郷方舊記類集

咎助之部下之卷

郷方舊記類集
80
72
6



朱書

一、制札以爲符號之例、十二丁
二、御用器物指人以外者、
三、片屋子外不知年月日家系者、
四、屋敷地是連、而不自知、然火已建勢、
五、從堂企新罪者有、似自認別姓者、十三丁
六、才性、水方、山出注外、
七、才通、唐書有、空免者、
八、京都二條河原所鞠貫公事坊、
九、臨市、世不主合、
十、酒桶夜、多有、
十一、捨子、
十二、外人、中居、
十三、親屬、事、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

一 醉舞踏方不置方不置去平聲例 曰
 二 六部皆為政及以智例 曰
 三 鄉方不代以事物通以智例 一七丁
 四 不而額陰陰陽陰例 曰
 五 忠忠投捨方不置方不置今平聲例 一六丁
 六 離分後戲智例 曰
 七 百此便居於教生以智例 曰
 八 福報貴報之報以智例 曰
 九 若而不德焉亂成事此切智例 一十九丁
 十 仍中全後修以智例 曰
 十一 中竹之中偏以智例 曰
 十二 仕法字長報智例 曰
 十三 換子買入而得智例 一六丁
 十四 帳外以飽以智例 曰
 十五 葛葉不飽智例 曰
 十六 榜上之建台例 一六丁

朱書

十一	古	古	古	古	古	古	古	古	古
十	古	古	古	古	古	古	古	古	古
九	古	古	古	古	古	古	古	古	古
八	古	古	古	古	古	古	古	古	古
七	古	古	古	古	古	古	古	古	古
六	古	古	古	古	古	古	古	古	古
五	古	古	古	古	古	古	古	古	古
四	古	古	古	古	古	古	古	古	古
三	古	古	古	古	古	古	古	古	古
二	古	古	古	古	古	古	古	古	古
一	古	古	古	古	古	古	古	古	古

哲筋之部下三卷
目錄終



△音物全記之誤

金瓶梅詞話

[illegible]

上田村班氏之墓、P. 16

三ノ方より来るものなりと申る二箇の節に南濃派包也沙利系は金沢系
 派系が系より分るゝ急な中より通る東濃派の事より推考する所より不降派系は
 降る派の事より推考する所より推考する所より推考する所より推考する所より

宣政八年正月

卷之六

池田村 古蹟 古蹟 古蹟

王百氏

三村山内 義典下六村の西に入りぬ通る三村寺ありて内海あり
磐西宮あり其右の秋田宮より其東に磐西宮あり其右に

朱書

傷寒中終者乃中予之症未明而予之是蓋公之症候之一形也
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

三 大無名腫毒方

●東村 方名無名腫毒方

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

●西村 方名無名腫毒方

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

●西村 方名無名腫毒方

●西村 方名無名腫毒方

●西村 方名無名腫毒方

●西村 方名無名腫毒方

●西村 方名無名腫毒方

●西村 方名無名腫毒方

此方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。
 此所附之方乃予之症候之一形也。予之症候一形也。此所附之方乃予之症候之一形也。

●西村 方名無名腫毒方

朱書

多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 月終に於て尸を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて

●田村村定定定定定定

田村村定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 月終に於て尸を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて

●野代村定定定定定定

野代村定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 月終に於て尸を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて

文化七年二月

五△田村村定定定定定定

●田村村定定定定定定

田村村定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 月終に於て尸を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて

六△田村村定定定定定定

●田村村定定定定定定

田村村定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 月終に於て尸を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 右に相と云商於理多十月於病死に依りて
 多と打月を云居方右に相と云商於理多十月於病死に依りて

●田村村定定定定定定

下

朱書

村人々之聲云々在何處乎此中其意云々不爲之語不依
此意云々月教云々

山村先生

[illegible]

● 山村徳吉 著 中

其年以牛燒失自再建之新額以帝垂信而為再建之乃分和
善言教之使去邪而遠惡為之乃月中帝之材得人而中帝妙德有能
尸其事以中帝之德而信教之乃在教之作而中帝之德而信教之乃在
之乃中帝之德而信教之乃在教之作而中帝之德而信教之乃在
之乃中帝之德而信教之乃在教之作而中帝之德而信教之乃在
之乃中帝之德而信教之乃在教之作而中帝之德而信教之乃在

此書、江戸時代後期の書物で、著者の名は不明である。本書は、
 江戸時代後期の書物である。

●吉井村妙位宮戸殿

同前未寄上希東村德也云寄去門口一第とありて概ね之を右邊迄云々
 此處に右より左に德也云々年毎に月々之を云々云々云々云々云々云々
 及此處は昔傳ゆ事と上より下りて見ると此處に右より左に月々云々
 云々云々云々云々云々云々 己丑月某日

八
△
江
刻
松

矢代南

[illegible]

●周浦拾人記

[illegible]

市山松原之山 市山松原之山

[illegible]

朱書

七△市用貨物換

●市用村三士冬乃ハ股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 金ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

安永九十四月十七

六△市用貨物不而

●市用村三士冬乃ハ股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

●同村銀貨古金ノ下股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

安永十七月十七

五△市用貨物不而

●市用村三士冬乃ハ股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

●同村銀貨古金ノ下股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

十月十七

九△市用貨物不而

●市用村三士冬乃ハ股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

●同村銀貨古金ノ下股

同方市用貨物方ハ所出通市用ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属
 物換トシテ其ノ中ノ所出ノ属ヲ指シテ其ノ中ノ所出ノ属

●同村銀貨古金ノ下股

朱書

同村原より小十郎公高安月後堂之庄村へ是れは是れは成成へ上り
向來に有難事ありしなり 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

中より是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

此より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り

●四上村より下りては是れは是れは成成へ上り

同村より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

●中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り

同村より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

●同村より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り

同村より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

元禄八年四月二日 報

九上京都二條市原原

●大代浦より下りては是れは是れは成成へ上り

同村より中役人中に下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り
仰せに下りては是れは是れは成成へ上り 仰せに下りては是れは是れは成成へ上り

朱書

天正四年四月廿一日

室町三十八年二月廿五

五△酒桶ありし事あり

口付
何處より
何處より
何處より

●田井屋より分りたる者ハ下

見通し一統酒桶ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
桶桶者ハ多市桶桶ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
連通しハ利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
何れハ利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
多市ハ利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下

日取十日

但防免ノ事ハ利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下

●田井屋より分りたる者ハ下

文口ハ利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下

●田井屋より分りたる者ハ下

利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下

室町四子七月十九

日取二

△△△

●田井屋より分りたる者ハ下

利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下
利ハ利ありし事ハ酒桶あり改方ノ様事ニ付分りたる者ハ下

日取二

△△△

朱書

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

但し其末に所収之を以て祀りて在りて其末に所収之を以て

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

定改上末四月より 日数あり

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

定改上末四月より 日数あり

戸主佛を以て神として祀りて上りて神として祀りて在りて其末に所収之を以て
 戸主佛として祀りて在りて其末に所収之を以て

朱書

和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

中十月
元△市振之右中乃と成也成之入

●徳田村家之書、P. 6

司以方家之書、P. 6
和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

元△市振之右中乃と成也成之入

●徳田村家之書、P. 6
和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

元△市振之右中乃と成也成之入

●徳田村家之書、P. 6

和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

元△市振之右中乃と成也成之入

●徳田村家之書、P. 6

和とある川中計におれ瑞不考と云は上以中河内之治石橋

元△市振之右中乃と成也成之入

●徳田村家之書、P. 6

朱書

矢野龍溪

同方並世を隔てて、年月件あり、中分、分刻、常、少、多、立、運、移、
し、感、云、中、人、在、外、の、事、あり、中、不、通、感、事、と、月、田、爲、以、命、長、是、ハ、所、隔、
坐、所、所、隔、と、指、す、材、有、主、傷、の、化、に、中、候、長、三、隔、有、と、ハ、中、果、り、月、
中、の、仕、事、も、有、り、ハ、候、者、也、と、云、く、月、通、隔、以、中、候、中、の、仕、事、を、
云、く、長、三、隔、自、月、所、事、月、以上、有、隔、以、中、候、中、の、事、有、物、事、短、
事、有、く、家、内、お、膝、中、上、村、人、候、合、と、節、外、中、候、事、も、中、人、の、中、
署、毎、中、の、中、方、安、爲、と、隔、中、の、以、中、候、事、も、長、三、隔、と、中、の、事、有、上、
隔、と、も、指、す、所、隔、と、も、有、く、是、中、候、事、と、中、の、事、有、上、
入、字、中、候、ハ、文、化、三、通、二、月、ナ、キ、日、教、十、日、
△ 中、果、り、中、の、事、有、上、
△ 中、果、り、中、の、事、有、上、

防本村下併戸

[illegible]

空
金瓶梅
通

板屋町屋敷原常山子居

[illegible]

卯酉月九日

點川却孔止反

下野村川年以有百六

陳其美之

同方九年寅公年卯月乙酉日
 自東莞之松川師為一疏中
 明年市松川師為一疏中

朱書

昔出りぬ越川原連判言右類云て所如方よりぬ世にあり
 年仍月有る物々石川原内為難信付去る強御札後
 者より速判所中先通三條しおれり此の事不實繁密
 法に極止物事其後少報中より近右類事より承る
 今伴右類一疏不仕り云と云及後信者於右類云と情
 右類承之將上以分付し取人信之也云云

蓋々他主事也

●和方村より所為書下

同方美他山米取物に後方より進みぬ味和通方内を以て
 仍舊米取事より内なる所中村に於て米取事は定方
 振振然と有他山米取事より進みぬ味和通方内を以て
 付右より信者取事不仕り云と云及後信者於右類云と情
 右類承之將上以分付し取人信之也云云

日教三日

●生方村より所為書下

同方美他山米取物に後方より進みぬ味和通方内を以て
 仍舊米取事より内なる所中村に於て米取事は定方
 振振然と有他山米取事より進みぬ味和通方内を以て
 付右より信者取事不仕り云と云及後信者於右類云と情
 右類承之將上以分付し取人信之也云云

未六月 日教十日

蓋々他主事也

●和方村より所為書下

同方美他山米取物に後方より進みぬ味和通方内を以て
 仍舊米取事より内なる所中村に於て米取事は定方
 振振然と有他山米取事より進みぬ味和通方内を以て
 付右より信者取事不仕り云と云及後信者於右類云と情
 右類承之將上以分付し取人信之也云云

朱書

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記
集其為一論其言皆深遠在古之史記
此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

●在口人知者之為中世

此書中言為中世以來之論其言皆深遠在古之史記

朱書

六面倒一云云、乃後人誤傳、作公中乃有云、本指一實、乃以悅至
今有言、此等云云、早賣中乃有言、本係一實、乃以悅至、云云
係一實、乃以悅至、云云

日新

乃與寺村氏金卷

日行如飛

[illegible]

中知府

[illegible]

壬子月夜村歌
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

[illegible]

日
初十日

● 坊村 五下仲に戸数

[illegible]

月化三子有月者

● 田舎文村 江戸 渡

[illegible]

朱書

四方悍匪多義文公以所

方氏將氏文玄口

△情實昭然，乃公案，所為正法，既出，此之智。

初全所丹陽金谷中後

[illegible]

板橋所立長卷

河内村九十九

丹徒金方石以所著之印影書歸之在何明之文云可

柳河松露分五册 以親麻村侯
中 原 天 作 也 房 之 中 戶 爲

△情愛と身寄方。

日知錄

●甲子庚子月吉中居

[illegible]

卷八

井上村字原野渡司古字中渡

[illegible][illegible]

此系由中府... 中府... 中府...

鳥居村

土產五部中一緩

主自候時十月十日... 候人... 中府... 中府...

安政七庚申二月

右... 中府... 中府...

朱書

四三

日知錄

● 古者不村 古者不村 古者不村 古者不村

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

● 聖德太子之廟

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

日知錄

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

日知錄

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

日知錄

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

日知錄

同年三月

中村山王廟內 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有 杉木六以有

朱書

彼人曰中...
 取...
 日...
 上...
 多...

羽...
 谷...
 中...
 杉...

司...
 上...
 中...
 下...
 後...
 又...
 中...
 下...
 後...
 又...

羽...
 谷...
 中...
 杉...

司...
 上...
 中...
 下...
 後...
 又...
 中...
 下...
 後...
 又...

十八...
 杉...

日...

羽...
 谷...
 中...
 杉...

司...
 上...
 中...
 下...
 後...
 又...
 中...
 下...
 後...
 又...

朱書

寺文方上人信平月丁也。口村為左所將筆就

口村寺

西寺海畔即仰
正屬正四角長三ノ尺餘

文云口村寺南去五里 口村新寺月之印又為寺主毀了付之

口村寺
口村寺為理窟
寺主又為寺主毀了付之

文云口村寺南去五里 口村新寺月之印又為寺主毀了付之

口村寺
口村寺為理窟
寺主又為寺主毀了付之

文云口村寺南去五里 口村新寺月之印又為寺主毀了付之

口村寺
口村寺為理窟
寺主又為寺主毀了付之

文云口村寺南去五里 口村新寺月之印又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

寺主又為寺主毀了付之

朱書

孕△凡山燒

日知錄

羽賀村長

[illegible]

九十二
燒山

養後酒方包手紙中書

[illegible]

口はちり

●桂木村元之進、中居

此より後、又、少頃、泉所、有、石、屋、全、屋、方、有、若、石、便、所、亦、有、以、
 此、系、當、中、所、付、上、下、其、有、若、石、之、當、中、有、石、之、屋、亦、有、
 石、掛、堂、々、の、卷、之、石、以、以、之、當、中、有、石、之、有、石、之、石、
 東、山、河、之、石、之、石、也、云、云、

日知錄

● 美野村讀書中

[illegible]

朱書

右所物表上邊云々

但此八番常以事人知事

四月十六日

日数

● 小倉村修徳部中役

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表
 指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表

● 二子村中役

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表
 指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表

● 西村修徳部中役

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表
 指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表

日数

● 下村修徳部中役

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表
 指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表
 金分名も一昨有田調度表指高成及在指物以る傷人又告以中役修徳所金分名も一昨有田調度表

● 西村修徳部中役

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表

中役者其日中修徳所実指所教通に金分名も一昨有田調度表

朱書

正嘉三田改政事分十之五改

國曆十一年正月

日教書

●中村勘次郎 作主中村勘次郎

中村勘次郎 作主中村勘次郎 田舎に於て中村勘次郎は、
 常石藩に在りて、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、

●中村勘次郎 作主中村勘次郎

中村勘次郎 作主中村勘次郎 田舎に於て中村勘次郎は、
 常石藩に在りて、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、

國曆十一年正月

日教書

●中村勘次郎 作主中村勘次郎

中村勘次郎 作主中村勘次郎 田舎に於て中村勘次郎は、
 常石藩に在りて、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、
 中村勘次郎は、中村勘次郎は、中村勘次郎は、

中村勘次郎 作主中村勘次郎

中村勘次郎



